# 沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査及び 鉄軌道導入効果等検討業務 (R6) 仕様書

#### 1. 委託業務名

沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査及び鉄軌道導入効果等業務(R6)

# 2. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

#### 3. 業務目的

沖縄県は、鉄軌道を骨格軸とし、鉄軌道と地域を結びながらまちづくりを一体的に進めるために有効な手段であるフィーダー交通(LRT、BRT、モノレール延伸、新たな交通システム等)との連携が、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るうえで重要と考えている。

本業務は、骨格軸である鉄軌道と接続するフィーダー交通のうち、LRT、BRT、モノレール 延伸について、様々な視点から導入の実現可能性調査を行うものである。

併せて、令和5年度より実施している『沖縄鉄軌道導入に係る B/C の向上につながる便益項目の分析・評価』について、引き続き、新たな便益効果の抽出および深度化を図るものとする。(2ヶ年計画の2年目)

#### 【参考】

これまでの県の調査における B/C の算出に係る便益部分については、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル (国土交通省鉄道局) を基に、鉄道プロジェクトによる多種多様な効果のうち、貨幣換算の手法が比較的確立されている所要時間の短縮等の効果を対象に算入しており、基地返還後の土地利用計画や土地区画整理事業、まちづくり等の誘発便益は一部加味されていない。

#### 4. 業務内容

#### (1) 沖縄鉄軌道を見据えたフィーダー交通の検討(モノレール延伸, LRT, BRT)

基幹軸となる沖縄鉄軌道を念頭に、既往調査や統計データ、現行/将来交通量、交通需要、夜間人口(DID地区)、想定ルートにおける利用者数(OD)、事業費、採算性、構造的制約(道路幅員や橋梁箇所、上載荷重の制約)といった様々な視点から、フィーダー交通(モノレール、LRT、BRT等)の導入可能性調査を行う。

なお、鉄軌道の県推奨ルート(※)は那覇市~名護市までの区間としており、本業務においては、 『推奨ルート上の市町村において想定される交通結節点を仮定駅として、各仮定駅から近隣市町村を円滑に移動するためのフィーダー交通』の導入可能性調査とする。

(※)推奨ルート:那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市

## ア フィーダー交通 (LRT、BRT) に関する情報の収集/路線の抽出・整理・分析

### 【STEP1】情報の収集/路線の抽出

- ・前述した視点を踏まえて、フィーダー交通(LRT、BRT)導入の可能性がある路線に関する情報収集を行う。
- ※鉄軌道が経由する市町村及びその隣接市町村を主な対象とするが、参考となり得るその他の市町村を経由する路線についても積極的に情報を収集すること。
- ・以下に留意し、導入可能性のある複数路線を抽出する。
  - ✓ 推奨ルート上の市町村において想定される交通結節点を抽出し、検討のための仮定 駅位置とする。(参考資料①)※那覇空港からのルートも検討すること
  - ✔ 既存道路を念頭に路線を抽出する。
  - ✔ 市町村毎に1路線以上を必ず抽出する。
  - ✔ 抽出する全路線数は、25路線程度する。
  - ✔ 2市町村以上に跨った路線も抽出可。
- ・起終点を定めた上で平面図に経路を落とし込むこと。

### 【留意点】

以下の路線は、必須検討路線とする。(以下の3路線は抽出する25路線程度に含む)

- ①『那覇市(駅)~那覇市国場~国道329号~与那原MICE予定地』を結ぶ路線
- ②『名護市(駅)~北部テーマパークを経由し海洋博記念公園』を結ぶ路線
  - ※北部テーマパークに係る新たな需要(従業員、想定利用者数の増減等)に留意すること ※地理的特性に配慮すること(想定ルート内に山や谷等の傾斜地があるため、LRT 整備を想 定すると工事費の増大が懸念される。)
- ③『北谷町(駅)~嘉手納町~読谷村』を結ぶ路線

## 【STEP2】情報の整理

- ・【STEP1】で抽出した路線について、既往調査や統計データ、現行/将来交通量、交通需要、 夜間人口(DID地区)、想定ルートにおける利用者数(OD)、概算事業費、採算性、構造的 制約(道路幅員や橋梁箇所、上載荷重の制約)等を念頭に情報を整理する。
- ・特に、以下の項目に留意しフィーダー交通を導入する際に必要な視点を整理すること。
  - ✓ 近接する複数路線が抽出される場合は、夜間人口、従業人口等の密度の高い地域を 経由するか。
    - ✓ 施工時に事業実施が極端に困難でないルートか。(トンネルや大規模橋梁等)
  - ✔ 追加提案項目(フィーダー交通を導入する際に必要な視点)
- ・該当市町村等にヒアリング調査の実施

収集・整理した情報をもとに、鉄軌道が経由する市町村等に、交通結節点位置や該当路線 の可能性についてヒアリングを実施し、フィーダー交通の導入の可能性のある路線を整理する。

・上記を踏まえた比較表を作成すること。

## 【STEP 3 】概算費用便益比等の算出

【STEP4(次年度実施予定)】に進むために概算事業費(工事費等)をとりまとめること。

- ・フィーダー交通の可能性のある路線について、【STEP4(次年度実施予定)】に進むための概算費用便益比(B/C)算出方法を提案し、算出すること。
  - ※便益部分(B)、事業費(C)の算出方法について、提案すること
- ・LRT および BRT の可能性を比較表から評価すること。  $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$

## 参考:次年度実施予定

【STEP 4】抽出したフィーダー交通の詳細分析

- ・STEP1・2・3 を基に抽出したフィーダー交通の路線案について、フィーダー交通の導入の可能性の高い路線を詳細分析する。
- ・『鉄軌道導入がない場合のフィーダー交通の整備(単独整備)』を検討した上で、導入の可能性のある路線についは『鉄軌道導入を前提とした場合のフィーダー交通の整備(鉄軌道と併せた整備)』を検討する。
- ・抽出したフィーダー交通の事業費(工事費・用地費等)及び費用便益比を算出する。
- ・採算性を検証する。

## イ フィーダー交通 (モノレール延伸) に関する情報の収集・整理・分析

以下の2路線について、モノレール延伸の可能性を検討する。

ルート①: てだこ浦西駅~真栄原~仮定駅(普天間基地跡地)

ルート②:古島駅~国道330号経由~真栄原~仮定駅(普天間基地跡地)

- ※なお、ルート上にはトンネル・高架橋等があるため、地理的特性・経済性等も踏まえた ルートを設定すること。
- ・現地の地理的特性に配慮しながら、図面(平面図・縦断図等)を作成すること。
- ・概算事業費(工事費等)をとりまとめること。
- ・<u>概算</u>費用便益比(B/C)を提案し、算出すること。 ※便益部分(B)、事業費(C)の算出方法について、提案すること
- ・モノレール延伸の可能性を評価すること。  $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$

## 参考:次年度実施予定

- ・抽出したフィーダー交通の事業費(工事費・用地費等)及び費用便益比を算出する。
- ・採算性を検証する。

## (2) 沖縄鉄軌道導入に係る B/C の向上につながる便益項目の分析・評価

・令和 5 年度に抽出した便益項目の分析・評価の深度化、および、新たに抽出したより高い B/C 向上が見込まれる項目について、引き続き分析・評価を行う。(2/2年目)

- ・便益を分析・評価し、B/Cの感度分析を行う。
- ・沖縄鉄軌道導入に係る費用便益比の便益部分について、効果が高い項目があれば提案すること。

#### ※1年目の便益評価項目

①雨天時の便益、②移動信頼性向上、③観光客の増加、④インバウンド便益、⑤応用都市経済モデル (CUE) を活用した便益、⑥土地区画整理事業の面整備の便益、⑦WEI (ワイダーエエコノミックインパクト)便益

- ・有識者2名程度(提案による)、関係者6名程度からなる検討会を2回程度開催し、情報の収集、整理を行う。
- ・検討会の開催に向け事前に有識者への意見照会・取りまとめを行い、意見を踏まえた資料を1週間前までに作成して県の確認を終えるとともに、検討会の運営及び当日の進行、 日程調整、会場確保、議事録作成等を行う。
  - ○開催場所:対面式(沖縄県庁周辺)又はテレビ会議による非対面式

## (3) 本業務に係る提供資料 (業務契約締結後)

【過年度検討業務】

・平成25年度、令和4年度、令和5年度 関連報告書

#### 5. 進捗確認

- ①本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職 等を報告すること。
- ②本業務を円滑に遂行するため、月1回程度は打ち合わせ協議を実施する(WEBでも可)。打ち合わせの内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

## 6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書(A4版縦カラー200ページ程度): 2部
- ・概要版 (A4版横カラー15ページ程度):2部
- ・成果品に係る電子データ(CD-R): 1部

## 7. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。 また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に 委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・契約金額の50 %を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

#### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県 の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 8. 特記事項

- (1)本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、 取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第 三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する ものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、新型コロナ感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。